

スクールソーシャルワーカー（SSW）支援システム構築業務委託事業者選定にかかる公募型プロポーザル方式採用基本方針

1. 業務概要

本市が実施している各学校におけるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）派遣業務に係り、年々増加し複雑多様化する相談支援業務等をより円滑化・効率化するため、システム導入等にあたり必要となる仕様要件をまとめ、本仕様要件を実現するための手法等について提案を求めるものである。

2. 件名

SSW 支援システム構築業務（以下「本業務」という。）

3. 業務目的

SSW 等による相談記録や統計資料については、SSW 等が作成した手書き資料、アクセスやエクセルデータ、紙媒体等で対応してきた。

相談件数が年々増加する中、年度ごとに相談記録を管理しているため、児童生徒の過年度の相談記録を一覧として時系列で閲覧できないなど、現状を把握する時の事務量も多く、必要時に迅速に児童生徒の正確な情報を得ることが困難であり、情報の適切な整理、一元化が課題となっている。

新たにシステムを導入することにより、各種業務の作業能率向上や、児童生徒の相談記録を適切に管理することで途切れのない支援の強化を図ることを目的とする。

4. 業務内容

- (1) システムの設計・開発
- (2) 保守運用

5. 履行期間及び保守運用期間

- (1) 履行期間（システム構築期間）

契約期間：契約締結日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

- (2) 保守運用期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

なお、システム保守に係る契約については、システム導入後、別途契約を締結するものとする。

6. 公募型プロポーザル方式採用理由

本業務委託契約にあたり、契約の公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、ノウハウや実績を有する法人から、その実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選考することにより、年々増加し複雑多様化する相談支援業務等をより円滑化、効率化を図るため公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定するもの。

7. 参加資格

実施要領のとおり

8. 審査概要

「スクールソーシャルワーカー（SSW）支援システム構築業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類等をもとに選定委員会が審査する。

9. 日程

項 目	期 限 等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和5年(2023年)7月3日(月)
現場説明会参加申込書提出	令和5年(2023年)7月6日(木)15時
現場説明会	令和5年(2023年)7月7日(金)15時~16時
質問書の提出(事業者→市)	令和5年(2023年)7月10日(月)15時
質問書への回答を市ホームページに掲載	令和5年(2023年)7月18日(火)
企画提案書等提出	令和5年(2023年)7月21日(金)15時
第一次審査(書類審査) ※4提案以上あった場合にのみ実施	令和5年(2023年)7月28日(金)
書類審査結果送付	令和5年(2023年)7月31日(月)
第二次審査(面接審査) ※優先契約候補事業者の決定	令和5年(2023年)8月2日(水)
審査結果の通知 ※メール等にて通知	令和5年(2023年)8月上旬発送予定
委託契約の締結	令和5年(2023年)8月上旬予定